

知名町空き家利活用事業に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、知名町空き家利活用事業に関する条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(空き家の提供申込)

**第3条** 条例第7条の規定により、町に空き家の提供をしようとする所有者等は、空き家利活用事業申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該物件の所有者であることを証明する書類（登記簿謄本又は名寄帳等）
- (2) 所有者本人ではないときは、誓約書（様式第2号）

(空き家の改修及び借受の可否)

**第4条** 条例第8条第1項により、当該物件の改修及び借受けの可否を決定したときは、空き家利活用事業決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(改修内容等の合意と借受契約)

**第5条** 条例第9条の規定により、締結する契約は建物賃貸借契約書（様式第4号）によるものとし、合意すべき改修及び借受内容については、双方が次の各号に掲げるものを承諾したときとする。

- (1) 条例及び契約の内容
- (2) 空き家の改修箇所
- (3) 空き家の改修費用、借受期間、及び中途解約時の違約金額

(入居内容等の合意と賃貸契約)

**第6条** 条例第15条の規定により契約を締結しようとするときは、定住促進住宅賃貸契約書（様式第5号）によるものとする。

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)